

使用者注意事項 ～劇場ご使用にあたってのお願い～

🌸国立文楽劇場 営業課 劇場利用係

文楽劇場・小ホールのご使用にあたっては、次の点にご留意くださいますようお願い申し上げます。
出演者・関係者等にも周知してください。

(1) 催し物の計画にあたって

●使用時間

ご利用になる使用時間区分をご確認ください。仕込・舞台稽古等の時間を十分考慮のうえ、催し物をご計画ください。下記区分時間は「舞台を使用できる時間（舞台準備・居処調べ・舞台稽古の時間を含む）」となっております。

使用区分	開始	終了
全日	午前10時30分	～午後9時30分
半日	午前10時30分	～午後4時
午前	午前10時30分	～正午
午後	午後1時	～午後4時
夜間	午後5時	～午後9時30分
午後夜間	午後1時	～午後9時30分

- ①楽屋の使用時間について 楽屋の使用開始は各区分の「開始」時間の**1時間前から**、退店は終演後**45分以内**となっております。終演が遅い場合も午後10時までにはご退出ください。
- ②劇場使用開始時間について 「開始」時間は舞台上のご使用開始時間です（舞台稽古含む）。「全日」でご使用の場合の**最も早い開場時間は午前10時30分、最も早い開演時間は午前11時**です。
- ③劇場使用終了時間について 上演は各区分の「終了」時間までに終演してください（時間を超過しますと超過料金が発生するばかりでなく、今後の劇場使用に制限を加えることがありますので、十分にご注意ください。）

●催し物の内容

- ①日本の伝統芸能を主眼とした劇場という特性上、上演可能な演出に制限がございます。詳しくは劇場利用係にお問い合わせください。特に小ホールの床は大変柔らかい素材でできており、舞台に傷がつくような演出はお断りしております。
- ②出演者等は楽屋内におさまるようご計画ください。特に、小ホールの楽屋は少なくなっております。ご注意ください。道具類を持ち込まれる場合は、必ず防災処理を施したものをご使用ください。
- ③次の場合には、料金の変更、使用承認の取り消し、上演の停止をする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
 - ・使用申込書に虚偽の記載があった場合。使用申込書記載の「演目内容の概要」と異なる上演である場合。
 - ・使用条件に違反し、または劇場の指示に従わない場合。
 - ・特定の宗教もしくは政党を支持し、またはこれに反対することを目的とした催しである場合。
 - ・秩序を乱し、または公益を害するおそれがあると認められる場合。
 - ・使用の目的が、日本芸術文化振興会設立の目的に違反すると認められる場合。
 - ・その他、施設の管理運営上、使用させることが適当でないと認められる場合。

●関係官公署への届出

劇用使用に伴い、関係官公署への届出が必要な場合は、各届出先にすみやかにお届けください。劇場利用係では手続きの代行はいたしません。

①裸火使用・危険物品の持込（届出用紙は劇場利用係に用意してあります）

大阪市消防局 中央消防署 上町出張所 （電話 06-6764-0119）

大阪市消防局 予防部予防課 （電話 06-4393-6323）

②著作権関係

一般社団法人 日本音楽著作権協会 大阪支部 （電話 06-6222-8261）

この他、必要がありましたら関係各所に主催者が申請してください。

※①の書類は許可取得後、一式を劇場利用係にもご提出ください。届出が無い場合は該当する演出をお断りいたします。消防署の立入検査がある場合は劇場にお知らせください。

(2) 印刷物作成の際は(チラシ・チケット・パンフレットなど)

- ①主催者や連絡担当者等の問合せ先を明記してください。
- ②国立文楽劇場の紋章(☪)及び書体「**国立文楽劇場**」は、国立文楽劇場主催公演以外の印刷物には使用できません。
- ③国立文楽劇場にチケット販売を委託される場合は、「国立文楽劇場チケット売場」(窓口)での対面販売のみとなり、「国立劇場チケットセンター」での販売はできません。予約等も承れませんので、チラシ等の表記にご注意ください。また、窓口休業日にご注意ください。前売り開始日はご相談ください。
- ④チケット等を印刷される場合は、劇場定員をご考慮の上、印刷枚数をお決めください(劇場でチケット作成・印刷を承ることもできます[有料])。

(3) 公演が近づいたら

- ①ご使用日の2ヶ月程度前に、公演名称、開演・終演時間、入場料金等の基本情報をお伺いします。
- ②ご使用日の1ヶ月程度前にご来場いただき、劇場側の舞台・照明・音響・劇場利用係の各担当者と**劇場使用に関する打合せ**を行っていただきます。打合せの日程は、劇場利用係の担当者からご相談し、調整いたします。打合せの際には、公演の参考資料(仮チラシ、舞台図面、進行表など)をご持参ください。この打合せに舞台監督・狂言方や、美術・照明・音響等のプランナーが参加する必要がある場合、**主催者側から連絡をお願いいたします。**
- ③打合せ後に、劇場使用経費の概算見積額をご連絡します。原則として公演当日、現金にてご精算をお願いします。
※劇場使用日以外の稽古等に職員の立会いを希望される場合は、お早めにお申し出ください。日程等によりご希望に添えない場合もございます。

(4) 使用当日

- ①**搬入について** 機材や舞台道具等の持ち込みは当日をお願いします。大型トラックでの搬入は事前にご相談ください。小ホールは搬入経路が狭いので十分にご計画ください。少量のお荷物の事前搬入は劇場利用係にご相談ください(都合によりお預かりできないこともございます。**冷蔵品や生花、貴重品のお預かりはできません。**また、保管中の責任は負いかねます)。なお、警察の指導によりコインロッカーは毎日開錠しておりますので、荷物を留め置きすることはできません。
- ②**管理責任の範囲** 火災・停電・盗難その他の事故により劇場使用者・出演者・入場者等に被害が生じた場合、当劇場に過失がない限りその責任は負いかねますのでご了承ください。**特に、楽屋での盗難にはくれぐれもご注意ください。**
- ③舞台上での事故に十分お気をつけください。**危険ですので、舞台担当者の指示があるまでは舞台上上がりませんよう、出演者及び関係者に周知をお願いいたします。**
なお、舞台機構(セリ、スッポン、回り舞台等)を使用する場合は、事前に劇場利用係にご相談の上、**「誓約書」をご提出ください。**使用にあたっては、「国立文楽劇場 舞台機構使用についてのお願い」をよくお読みいただき、すべての出演者及び関係者に注意事項の厳守を周知していただきますようお願いいたします。
- ⑤**定員の厳守** 事故防止のため、いかなる場合でも入場定員は厳守してください。場合によっては入場制限をお願いすることもございます。主催者の責任で来場者の整理・対応をお願いいたします。
- ⑥**主催者受付** 当日券取扱や来客対応、預かり券対応等のため、受付担当者を決めてください。主催者受付は終演まで常時有人をお願いいたします。
- ⑦**関係者用駐車場** 利用当日は、文楽劇場7台、小ホール5台の駐車場所をご用意いたします。駐車場は地下ですので入庫車のサイズに制限がございます。大型バス・大型トラックは駐車できません。
- ⑧**撮影・録音・物品販売・商品宣伝・飾り花・募金等**は劇場利用係の承認を得てください(原則として食品の販売・配布は出来ません。)主催者以外がこれらの行為を行う場合は、内容により場所使用料を申し受けます。
- ⑨**原状回復等** 使用終了後は、施設・設備を原状に復してください。使用中に建物・施設・備品等を破損・紛失したときは、相当額を弁償していただきます。
- ⑩**客席通路は避難経路です。**三脚、PA卓等で通路を塞ぐことはおやめください。
- ⑪事前にご相談の無かった事項について、**直前の依頼には対応出来ない場合がございます**のでご了承ください。

(5) その他

- ①**劇場職員並びに常駐業者への御祝儀・心付け、お弁当などのお心遣いは一切不要です。**職員がこれらを要求することはなく、頂戴することも禁じられております。
- ②主催者名義の変更、使用権の譲渡は出来ません。襲名や死亡等により変更が必要になった場合は劇場利用係にご相談ください。
- ③荒天(大雪や台風など)が予想される場合、上演可否の判断等、対応をお願いいたします。特に「ただちに命を守る行動を取る」べきとされる「特別警報」が発令された場合、劇場側から公演中止をご相談することもございます。

※予告なく料金の変更、施設の改修、使用方法の変更などが実施される場合があります。あらかじめご了承ください。